

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 対象事業の追加に係る軽微な変更等の整備

特定届出等がなされている新たに追加する対象事業についての本政令の施行の日以後の軽微な変更等については、環境影響評価法施行令第十六条を準用することとすること。

(第二十二条関係)

第二 対象事業の追加

環境影響評価法の対象事業に、風力発電所の設置の工事の事業及び発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業のうち、出力が一万キロワット以上のものを第一種事業として、七千五百キロワット以上一万キロワット未満のものを第二種事業として追加すること。

(別表第一関係)

第三 対象事業の追加に伴う軽微な修正の整備

風力発電所の設置の工事の事業等における軽微な修正等は、発電所の出力については十パーセント以上増加しないこと、修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこととする。

(別表第二関係)

第四 対象事業の追加に伴う軽微な変更の整備

風力発電所の設置の工事の事業等における軽微な変更等は、発電所の出力については十パーセント以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと、発電設備の位置については百メートル以上移動しないこととする。 (別表第三関係)

第五 施行期日

この政令の施行期日について定めること。

(附則関係)